

広情個審第105号  
令和6年3月29日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年4月18日付け広高地第3号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第355号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

令和5年4月18日付け広高地第3号の諮問事案（諮問第355号事案）

令和5年2月14日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年2月28日付け広島市指令高地第14号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年3月11日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関は、本件開示請求に対して行った本件部分開示決定を取り消し、以下に示した情報以外を開示とする決定を改めて行うべきである。

- (1) 法人職員又は地域包括支援センター職員の氏名
- (2) メールアドレス
- (3) 別表 ②不開示が妥当な情報（条例第7条第1号該当）（以下「別表②」という。）に記載の情報
- (4) 別表 ③不開示が妥当な情報（条例第7条第2号該当）（以下「別表③」という。）に記載の情報

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、真に不開示とすべき部分を除いて開示を行うとの決定を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 部分開示文書はすべての文書で、応募者の記載部分は不開示であった。条例に照らせば、真に非開示とすべき部分その部分を除いて公開すべきであるが、本来公開すべき部分も非開示となっていると思料されることから、審査請求するものである。

イ 本件企画提案書のうち、採用されたものは、実際にその提案に基づいて業務が実施されている。その企画提案が採用されたということは、そこに記載されている職員によって当該地域包括支援センターが運営されているのであるから、氏名は開示すべきと思われる

ウ 地域包括支援センターは、高齢者等の福祉施策に基づく行政の一機関として設置されるものであり、市町村が直接設置し運営しているところも多いが、介護保険法第115条の46第3項によって、行政からの委託者が設置・運営することも可能であり、広島市では全て委託による設置・運営となっている。このような公共性が高く地域福祉の要である地域包括支援センターにあって

は、単に「個人や法人の情報」という面から不開示とすべきであるとするのではなく、市民が必要とする公共性の高い情報は、率先して開示すべきという側面もあると考えられる。

エ そもそも地域包括支援センターには、「保健師その他これに準ずる者」、「社会福祉士その他これに準ずる者」及び「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の三つの職種に係る常勤の職員を1人以上配置すべきことが義務化されている（介護保険法施行規則）。それぞれの職員は一人である場合が多いから、この一人が、その職員でなければなし得ない業務を担っており、職と氏名が直結した関係となっている。職員の氏名は、当該センター窓口で連絡すれば必ず教えられ、機関紙などでも紹介されている公共性の高いものである。

地域包括支援センターのような公共的業務において、職員は必ず氏名を明らかにして業務を遂行しているのであるから、職員の氏名は「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」と捉えることもでき、条例の正しい解釈が必要である。

オ 最高裁判決（H13. 11. 27）においては、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの判断について、「主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきである」とされている。一般に「おそれがある」という場合の「おそれ」は、その可能性があるというだけでは足りず、「法的保護に値する蓋然性」が求められており、その蓋然性を具体的に明示して説明する必要がある。

カ 本件企画提案書においては、自由な記載様式ではなく、項目ごとに指定されている。不開示とできるのは、開示することで当該法人の競争上の地位を害すると認められる独自の技術やノウハウ、創意工夫等であって、その記載内容が採用され、それに基づいて委託業務が遂行されている現在においても、不開示としなければ当該法人の競争上の地位を害する実現性が具体的、実質的である場合のみである。

キ 企画提案書は、公的に広島市長が取得した公文書である。その公文書は、広島市民の財産であり、広島市民には、全部の内容を閲覧する権利がある。各団体は、この企画提案書によって入札案件を落札し、その企画提案書に基づいて業務を実施している。

独自の創意工夫やノウハウがあっても、それを明らかにしてそれに基づいて当該業務を行って、既に公開された状態になっているのであるから、開示によって「競争上の地位が害される」という事態にはならない。

企画提案書の記載内容に、独自の技術やノウハウや創意工夫等があっても、なおかつ、その記載内容が採用され、それに基づいて委託業務が遂行されている現在においても、不開示としなければ当該法人の競争上の地位を害する実現性が、具体的・実質的である場合にのみ、その該当部分を不開示にできるはずである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の対象公文書は、令和元年7月10日に公示された「広島市地域包括支援センター設

置運営業務に係る公募型プロポーザル」に応じて提出された企画提案書のうち、「1 事業所運営の基本方針」から「8 認知症地域支援推進事業への応募」であり、不開示とした情報は、①法人職員又は地域包括支援センター職員の個人情報（氏名）、②地域包括支援センター設置運営業務の企画提案の2点であるが、このうち、①については、条例に定める「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であることから、条例第7条第1号に該当するため、②については、地域包括支援センターの設置・運営に関する各法人の知識や技術であり、「法人に関する情報であつて、公にすることにより当該法人の競争上の地位を害すると認められる情報」であることから、条例第7条第2号に該当するため開示しないこととしたものである。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（中略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない」としている。

##### (2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であ

るときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報である。

### (3) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定している。

「地位を害する」とは、単に行政機関の主観においてその利益が害されるおそれがあると判断されるだけでなく、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が害される蓋然性が客観的に認められるものであることが必要というべきである。

特に本件のようなプロポーザル方式による事業者の選択では、事業者が提出した企画提案により、随意契約によって運営事業者が選択されるのであり、行政としての説明責任を尽くす観点からも、事業者の選択の根拠を示すことが求められ、プロポーザル方式による公募に応じるに当たっては、提出された企画提案書が情報公開請求に応じて公開されることが明示されている。

したがって、企画提案の内容についても、事業者の営業秘密や事業者独自のノウハウや技術など、事業者の競争上の地位を保護するために秘匿することが必要であることが客観的にも明らかな情報以外は、開示すべきである。

### (4) 本件部分開示決定における対象公文書について

当審査会が見分するに、対象公文書は、請求人からの令和5年2月14日付け公文書開示請求に対し、実施機関が同年2月28日付け広島市指令高地第14号で行った公文書部分開示決定に関する「広島市地域包括支援センター設置運營業務受託企画提案書のうち、「広島市地域包括支援センター設置運營業務受託企画提案書の鑑（様式6-1と記載された文書）」及び「様式6-1の「1 事業所運営の基本方針」、「2 地域ネットワーク」、「3 職員の資質」、「4 事業実施の方針」、「5 組織」、「6 事務所について」、「7 特筆すべき事項」、「8 認知症地域支援推進業務への応募」の各項目から成る文書」（41件）（以下「本件文書」という。）である。

以下、本件文書の不開示事由該当性について、検討する。

### (5) 不開示事由該当性の検討

ア 地域包括支援センター設置運營業務受託企画提案書の鑑（様式6-1と記載された文書）

「地域包括支援センター設置運營業務受託企画提案書の鑑」の不開示部分は次のとおりである。

- ・法人職員又は地域包括支援センター職員の氏名
- ・メールアドレス

㉔) 法人職員又は地域包括支援センター職員の氏名

実施機関は、本件文書に記載されている法人職員又は地域包括支援センター職員の氏名について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと主張する。

当審査会が見分したところ、当該情報は特定の個人を識別することができるものであることが確認できた。

したがって、上記不開示部分について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である

㉕) メールアドレス

実施機関は、メールアドレスについて、応募申請及び業務上のやり取りに使用するために記載されているものであり、公にすることにより、当該法人の競争上の地位を害すると認められる情報であるとして、条例第7条第2号に該当するため不開示としたと主張する。

当該情報は、業務上のやり取り等に使用しているメールアドレスであり、公にすることにより、業務上の必要なやり取りに支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記不開示部分について、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 様式6-1の「1 事業所運営の基本方針」、「2 地域ネットワーク」、「3 職員の資質」、「4 事業実施の方針」、「5 組織」、「6 事務所について」、「7 特筆すべき事項」及び「8 認知症地域支援推進業務への応募」の各項目から成る文書（以下「企画提案文書」という。）

企画提案文書は、各項目の記載内容全てが不開示部分である。

㉔) 実施機関は、当該文書の各項目に記載されている内容は、地域包括支援センターの設置・運営に関する各法人の知識や技術であり、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の競争上の地位を害すると認められる情報であるとして、条例第7条第2号に該当するため不開示としたと主張する。

㉕) 本件プロポーザルは公募の段階で提案内容等が情報公開条例に基づき開示されることについて周知されていることは上記のとおりである。

㉖) 当審査会が見分したところ、当該文書の各項目では、実施機関が定める様式に従って、事業者の提案する運営の内容が実施機関が事業者に求める水準に達していることが説明されており、その内容に法人のノウハウと認められる記載はあるが、その全てに法人の競争上の地位を維持するために秘匿すべき独自性や独特の技術が含まれているとまでは、客観的に認められない。

㉗) なお、企画提案文書の一部には、地域包括支援センター職員の氏名や雇用形態についての記

載が含まれており、これらについては、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため、条例第7条第1号により不開示とすべきである。（別表②に記載した情報）

また、特定の地域に関する評価や分析に係る記載が含まれており、これについては、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号により不開示とすべきである。（別表②に記載した情報）

さらに、専ら法人等の内部に関する情報、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位を維持するために秘匿すべき情報及び申請者以外の法人等の活動等に対する評価に関する情報が含まれており、これらについては、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるため、条例第7条第2号により不開示とすべきである。（別表③に記載した情報）

㈣ 以上のことから、実施機関は、企画提案文書の記載項目の内容全てについて不開示とした決定を取り消し、別表②及び別表③に記載した情報については不開示とし、その余については開示すべきである。

#### (7) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

①圏域	②不開示が妥当な情報 (条例第7条第1号該当)	③不開示が妥当な情報 (条例第7条第2号該当)
段原圏域	5 ページ目の4-⑤の4つ目の点の1文字目から23文字目まで (特定の地域に関する記載で、公にすることにより、当該地域に居住する個人の権利利益を害するおそれがある情報)	5 ページ目の4-⑤の3つ目の点の1文字目から34文字目まで (法人独自の取組についての記載であり、公にすることにより当該法人の競争上の地位を害すると認められる情報)
中広圏域	4 ページ目の3-①の「具体的研修内容：」中の3行目の30文字目から5行目の6文字目まで (特定の地域に関する記載で、公にすることにより、当該地域に居住する個人の権利利益を害するおそれがある情報)	—
観音圏域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 ページ目の2-①の3つ目の点の1行目の1文字目から13文字目まで (特定の地域についての記載で、公にすることにより、当該地域に居住する個人の権利利益を害するおそれがある情報)</li> <li>・ 6 ページ目の4-⑤の1段落目の3行目の10文字目から27文字目まで及び2段落目の3行目の39文字目から5行目の終わりまで (特定の地域に関する記載で、公にすることにより、当該地域に居住する個人の権利利益を害するおそれがある情報)</li> </ul>	—
古田圏域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 ページ目の4-⑤の③の1つ目の点の1文字目から2行目の8文字目まで (特定の地域に関する記載で、公にすることにより、当該地域に居住する個人の権利利益を害するおそれがある情報)</li> <li>・ 8 ページ目の4-⑤の④の1つ目の点の1行目の1文字目から6行目の終わりまで (特定の地域に関する記載で、公にすることにより、当該地域に居住する個人の権利利益を害するおそれがある情報)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 ページ目の4-⑤の②の3つ目の点の記載全て (申請者以外の法人等の活動に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等の競争上の地位を害すると認められる情報)</li> </ul>



①圏域	②不開示が妥当な情報 (条例第7条第1号該当)	③不開示が妥当な情報 (条例第7条第2号該当)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・古田圏域</li> <li>・庚午圏域</li> <li>・井口台・井口圏域</li> <li>・三入・可部圏域 (社会福祉法人広島県同胞援護財団分)</li> <li>・亀山圏域 (社会福祉法人広島県同胞援護財団分)</li> </ul>	—	<p>7-①の※の記載全て (専ら法人等の内部に関する情報に係る記載であり、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報)</p>
戸山・伴・大塚圏域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 ページ目の 7-①の 2 段落目の 1 行目の 29 文字目から 2 行目の 7 文字目まで (特定の地域に関する記載で、公にすることにより、当該地域に居住する個人の権利利益を害するおそれがある情報)</li> <li>・ 8 ページ目の 7-①の 5 段落目の 1 行目の 5 文字目から 12 文字目まで (特定の地域に関する記載で、公にすることにより、当該地域に居住する個人の権利利益を害するおそれがある情報)</li> </ul>	—
高陽・亀崎・落合圏域	<p>11 ページ目の 4-③の最終段階の 1 行目の 37 文字目から 6 行目の終わりまで (特定の地域に関する記載で、公にすることにより、当該地域に居住する個人の権利利益を害するおそれがある情報)</p>	—
三入・可部圏域 (社会福祉法人フェニックス分)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 ページ目の 6-①の 1 行目から 4 行目まで及び 10 ページ目の 7-①の 1 段落目の記載全て (申請者以外の法人等に対する評価に関する情報であり、公にすることにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められる情報)</li> </ul>

①圏域	②不開示が妥当な情報 (条例第7条第1号該当)	③不開示が妥当な情報 (条例第7条第2号該当)
<p>亀山圏域(医療法人 社団恵正会分)</p>	<p>8ページ目の4-③のく高齢者虐待防止 の1段落目の記載全て (特定の地域に関する記載で、公にす ることにより、当該地域に居住する個人の 権利利益を害するおそれがある情報)</p>	<p>4から5ページ目の2-③の記載全て (法人の活動実績に関する独自の取組 についての記載であり、公にすることによ り当該法人の競争上の地位を害すると認 められる情報)</p>
<p>五月が丘・美鈴が 丘・石内(原田・半 坂)圏域</p>	<p>・4ページ目の3-①の「現在配置して いる地域包括支援センターの職員」の表 中の「氏名」に記載の個人の氏名及び「備 考」に記載の職員の雇用形態についての 記載 (特定の個人を識別することができる 情報(他の情報と照合することにより、 特定の個人を識別することができるこ ととなるものを含む。))</p> <p>・9ページ目の4-⑤の【具体的な取 組み】の(2)の1行目の1文字目から3行 目の12文字目まで (特定の地域に関する記載で、公にす ることにより、当該地域に居住する個人の 権利利益を害するおそれがある情報)</p>	<p>・7ページ目4-②の【具体的な取組 み】の(3)の1行目の17文字目から3行 目の25文字目まで (総合相談支援業務の目的を達成す る上での具体的な法人の独自の取組につ いての記載であり、公にすることにより 当該法人の競争上の地位を害すると認 められる情報)</p>

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 5. 4. 1 8	広高地第 3 号の諮問を受理 (諮問第 3 5 5 号で受理)
R 5. 1 2. 1 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 6. 1. 1 2 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 6. 2. 9 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 6. 3. 8 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院特任教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学教授
濱 野 滝 衣	弁護士